

マイナンバーの下4桁の確認および 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください。

マイナンバーカードと健康保険証の一体化により、令和6年12月2日から現行の健康保険証が廃止され、マイナ保険証(健康保険証として利用登録したマイナンバーカード)を基本とする仕組みになりますので、以下の①、②についてご協力をお願いいたします。



① マイナンバーの下4桁をご確認ください



当健保組合に登録されているマイナンバーの下4桁を表示していますので、ご確認をお願いします。



左記の通知書に記載されたマイナンバーの下4桁とお手元のマイナンバー下4桁を照合して、誤りがないかご確認をお願いします。

誤りがあった場合は、お手数ですが以下の連絡先までご連絡ください。

〇〇健康保険組合〇〇課 Tel:〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇



(裏)

マイナンバーは、
マイナンバーカードの
裏面に記載されています。

※マイナンバーカードを持っていない場合は、通知カードなどで確認することができます。

② 保険証廃止に向けた準備作業にご協力ください



保険証は、令和7年12月1日まで使用することができますが、マイナ保険証に切り替えることで、ご自身の健康・医療に関するデータに基づいた、より適切な医療を受けられる等のメリットがあります。マイナ保険証をお持ちでない場合は、速やかに取得いただきますようお願いいたします。

なお、従来の保険証と同様、**マイナ保険証を持っていれば、原則全ての医療機関等で保険診療を受けることができます。**

ただし、「オンライン資格確認等システム」を導入していない医療機関(高齢の医師等の医療機関)を受診するときなど、マイナ保険証が使えない場合に備えて、**フローチャートを参考にマイナポータルの資格情報画面**または**資格情報のお知らせ**をご用意いただきますようお願いいたします。

マイナ保険証が使えない場合に備えるためのフローチャート

ステップ1

マイナンバーカードと
スマホを持っている



Yes

【お願い】

マイナポータルの資格情報画面をスマホにダウンロードしてください。

- ダウンロードするためには、マイナ保険証の利用登録の手続きが必要となります。ダウンロード方法は、裏面を参照してください。

NO

ステップ2

マイナンバーカードは持っている
が、スマホは持っていない



Yes

【お願い】

資格情報のお知らせ(様式の右下を切り取ったもの)をマイナンバーカードと一緒に携帯してください。

- 切り取った資格情報のお知らせを紛失・棄損した場合は、令和6年12月2日以降に「資格情報のお知らせ交付申請書」をご提出ください。

NO

ステップ3

マイナンバーカードを
持っていない



Yes

【お願い】

マイナンバーカードの取得にご協力をお願いします。

- マイナ保険証の取得が困難な方については、令和7年12月2日までに資格確認書を交付します。それまでの間は、保険証をご活用ください。



マイナンバーカードを取得すれば、医療機関等の窓口でもマイナ保険証の利用登録手続きができます。マイナ保険証をお持ちでない場合は、まずマイナンバーカードを取得いただきますようお願いいたします。



【手順1】 通知書に記載されたQRコードを読み取ります。

ログイン後トップページの「健康保険証」を選択します。



The screenshot shows the 'Health Insurance Certificate' (健康保障証) page. The 'Insurance Information' (保険情報) section is highlighted with a red box, showing the following details:

- 国民健康保険 (National Health Insurance)
- 国民健康保険番号 (National Health Insurance Number): 12345678901234567890
- 国民健康保険料 (National Health Insurance Premium): 12,345円/年



A5: マイナポータルで資格情報画面を確認できる場合は、資格情報のお知らせは、原則再交付いたしません。
ただし、マイナポータルにログインできない場合は、Q4の方法により再交付申請ください。